

議案第24号説明資料

令和3年3月18日

大磯町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

資料

改正概要 1

改正内容 1

新旧対照表 2

総務課

大磯町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 改正概要

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号。以下「改正法」という。）が令和3年2月3日に公布され、これに伴い、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等の一部が改正され、令和3年2月13日に施行されました。

今回の改正により、新型コロナウイルス感染症の感染症法における法的位置付けが「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」に変更されたことから、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号。以下「政令」という。）が廃止されたことに伴い、規定の改正を行います。

2 改正内容

(1) 政令の廃止に伴う規定の改正

改正法が施行されたことに伴い、政令が廃止されたため、新型コロナウイルス感染症の定義として条文中で政令を引用している箇所（附則）の改正を行います。

なお、新型コロナウイルス感染症の定義については、「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」となります。

(2) 施行日

公布の日から施行し、改正後の条例の規定の適用は、改正法の施行日となる令和3年2月13日からとします。

(参考：令和2年6月議会定例会における議案第23号の内容)

大磯町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

- ・感染症業務手当の支給に係る規定の追加（本則）
- ・新型コロナウイルス感染症感染者等への対応業務に従事した職員に対する特殊勤務手当（感染症業務手当）の特例措置に係る規定の追加（附則）

大磯町職員の特殊勤務手当に関する条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第6条 省略</p> <p>附 則</p> <p>1・2 省略 (感染症業務手当の特例)</p> <p>3 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）から町民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事したときに支給する。この場合においては、第3条に規定する手当は支給しない。</u></p> <p>4 省略</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行し、改正後の大磯町職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和3年2月13日から適用する。</u></p>	<p>第1条～第6条 省略</p> <p>附 則</p> <p>1・2 省略 (感染症業務手当の特例)</p> <p>3 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号））から町民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事したときに支給する。この場合においては、第3条に規定する手当は支給しない。</u></p> <p>4 省略</p>